



市民協働のまちづくり行動計画



「私」から「わたしたち」へ
つながりを育み『素敵なまち』へ



東広島市

平成22年2月

目 次

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の目的	1
2 計画の期間	3

第2章 計画の概要

1 計画の概要	4
2 重点事業の概要	
(1) 住民自治協議会の設立支援	9
(2) 拠点型まちづくりセンターの設置	11
(3) 地域活動拠点の確保・機能の向上	13
(4) 行政区制度から住民自治協議会への段階的移行～新たな住民自治協議会とのパートナーシップへ～	14
(5) 地域づくり推進交付金制度の構築	15

第3章 市民協働推進のための具体的事業

1 まちづくりの情報共有の推進	17
2 まちづくりに携わる人材づくり	19
(1) まちづくり活動のリーダー育成	19
(2) 市民・市職員の意識改革	21
3 まちづくりをけん引する仕組みづくり	22
(1) 参画機会の拡充	22
(2) 活動を統括する組織づくり	25
(3) 市民協働を推進する行政システムの改善	26
4 まちづくりを円滑にする環境づくり	28
(1) 活動拠点（公共施設）の体制整備	28
(2) まちづくり活動の財源確保	30
5 まちづくりの成果の評価と見直し	32

第4章 事業別年次計画表	33
--------------	----

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の目的

(1)『市民協働のまちづくり指針』の策定とその背景

わたしたちが生活する上では、子育て、児童の見守り、防犯・防災活動、環境美化など地域における「支えあい」や「助けあい」が欠かせません。

しかし、近年では、そうした活動の維持が危ぶまれたり、新たな活動の息吹が見られないなどといった課題が少なくありません。

それ以外にも、コミュニティの希薄化が進み、市民や地域が主体的に担ってきたまちづくりの仕組みが失われつつある地域もあります。

また、行政側においては、市民ニーズの多様化・高度化や財政状況の逼迫などにより、公共サービスの実施において市民との協働が不可欠になっているという状況がありました。

その一方で、市民側においては、NPO活動やボランティア活動など、行政との協働に対する意欲や可能性が着実に高まってきています。

このような背景があり、東広島市では、市民と行政が力をあわせ、自らの得意分野等を活かしながら、ともに支えあい、ともにまちをつくっていくための有効な仕組みである「市民協働」に着目し、平成21年1月から『市民協働のまちづくり指針』（以下「指針」という。）の策定に向けて取り組み始めました。

(2)市民協働を進める上での課題

指針策定に当たっては、多くの市民との話し合いを積み重ねるとともに、3,000人を対象とした市民アンケートなどを行い、可能な限り市民の生の声の収集に努めました。

そして、そこから大きく5つの課題が見えてきました。

(1) 情報共有が不十分	・ 市民相互の情報共有、市民と行政との情報共有がともに不十分
(2) 人材育成の必要性	・ リーダーが固定化し、負担が集中 ・ 後継者も不足
(3) 地域を統括する組織や活動に参加する機会の不足	・ 地域内の組織の連携がうまく図れていない ・ 自治会※の運営に苦労
(4) 市民協働のまちづくりの環境が未整備	・ 人々が集い、情報交換や情報共有できる活動拠点が必要 ・ 地域団体の活動に必要な資金の確保が課題
(5) 市民協働の成果を検証する体制が未整備	・ 市民協働の取組みの成果を検証する体制の構築が必要

※自治会：同一地域の住民などが、自分たちの社会生活を自主的に運営していくためにつくった組織や、その集まりのことを言います。本市では、自治会を始め、地域によって町内会や区などさまざまな名称で呼ばれています。

(3)行動計画の目的

指針では、これらの課題解決のために、以下の5つの推進方策を定めました。

この『市民協働のまちづくり行動計画』は、指針で定めた推進方策を実現するために、市がとるべき具体的事業と実行すべき目標年度を具体化したものです。

1 まちづくりの情報共有の推進

「市民相互」及び「市民と行政」の双方向型のコミュニケーション体制を構築し、相互に信頼・協力関係を築いていきます。

2 まちづくりに携わる人材づくり

まちづくり活動の新しいリーダーを輩出できる土壌づくりと、リーダーの負担の簡素化・軽減化に向けて取り組むとともに、「市民協働」に向けて市民・市職員双方の意識改革を進めていきます。

3 まちづくりをけん引する仕組みづくり

まちづくりの基本単位である自治会や地域コミュニティの活動の継続・発展を支援するとともに、地域課題を解決し、市民協働を進めていくために、小学校区（地域の実情に応じ旧小学校区を含む。以下同じ。）を単位に住民自治協議会の設立を支援します。

また、市民協働の推進に向けて、各種の行政システム等の改善に取り組みます。

4 まちづくりを円滑にする環境づくり

いつでも気軽に立ち寄れる複合的機能を持った活動拠点づくりに取り組むとともに、より地域ニーズに応じた活動が展開できるよう効果的な助成制度の構築に努めます。

5 まちづくりの成果の評価と見直し

市民協働のまちづくりの進捗状況と成果を評価し、必要に応じた施策の見直しを行います。

2 計画の期間

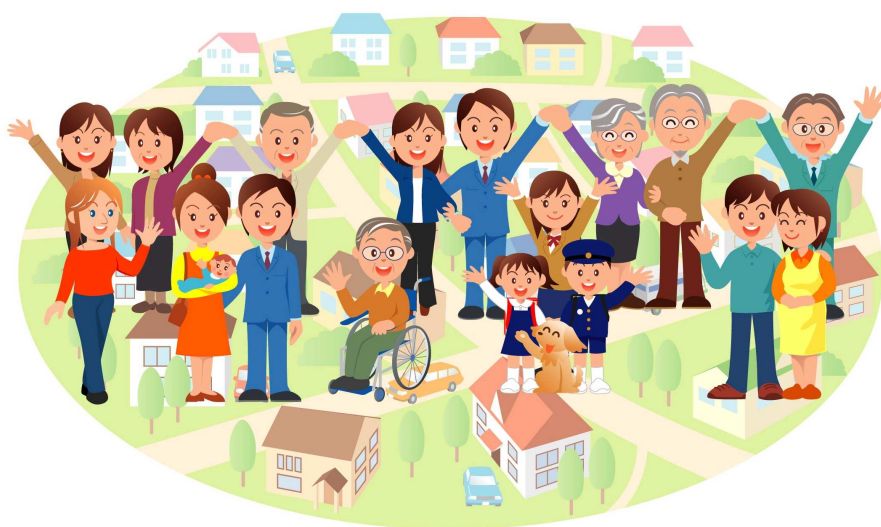
本計画の期間は、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間とします。

なお、今後の社会経済情勢の変化によって、適時見直しを行っていきます。

1 年目 平成 21 年度	2 年目 平成 22 年度	3 年目 平成 23 年度	4 年目 平成 24 年度	5 年目 平成 25 年度
本計画の推進				
● 社会経済情勢の変化によって適時見直し				

市民協働のまちづくりの将来像

交流が活性化し、温かな地域コミュニティが形成されたまち
《「私」から「わたしたち」へ、つながりを育み『素敵なまち』へ》



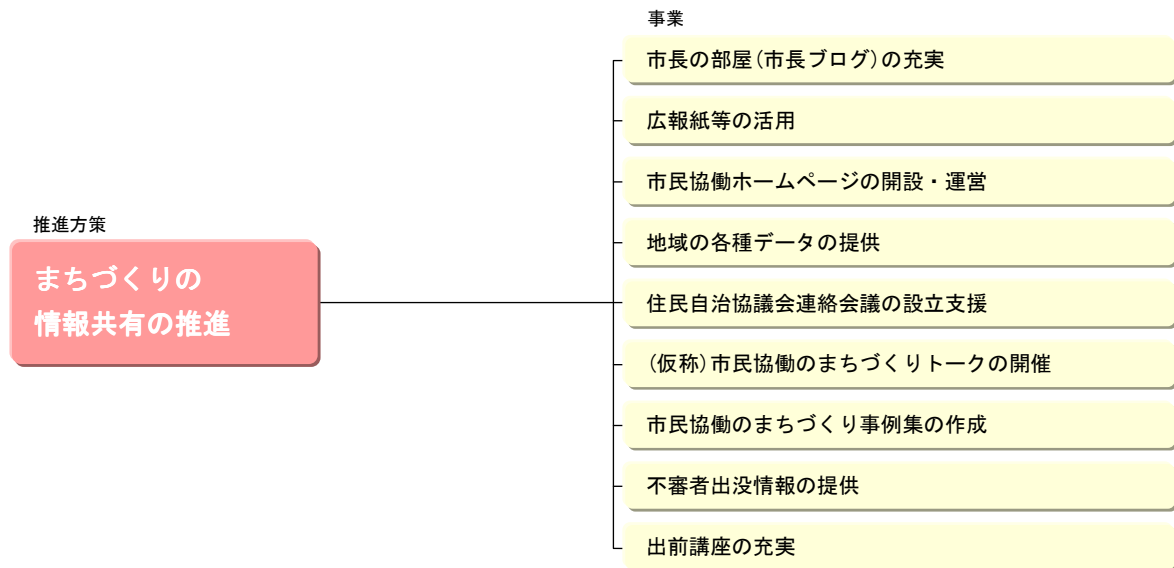
第2章 計画の概要

1 計画の概要

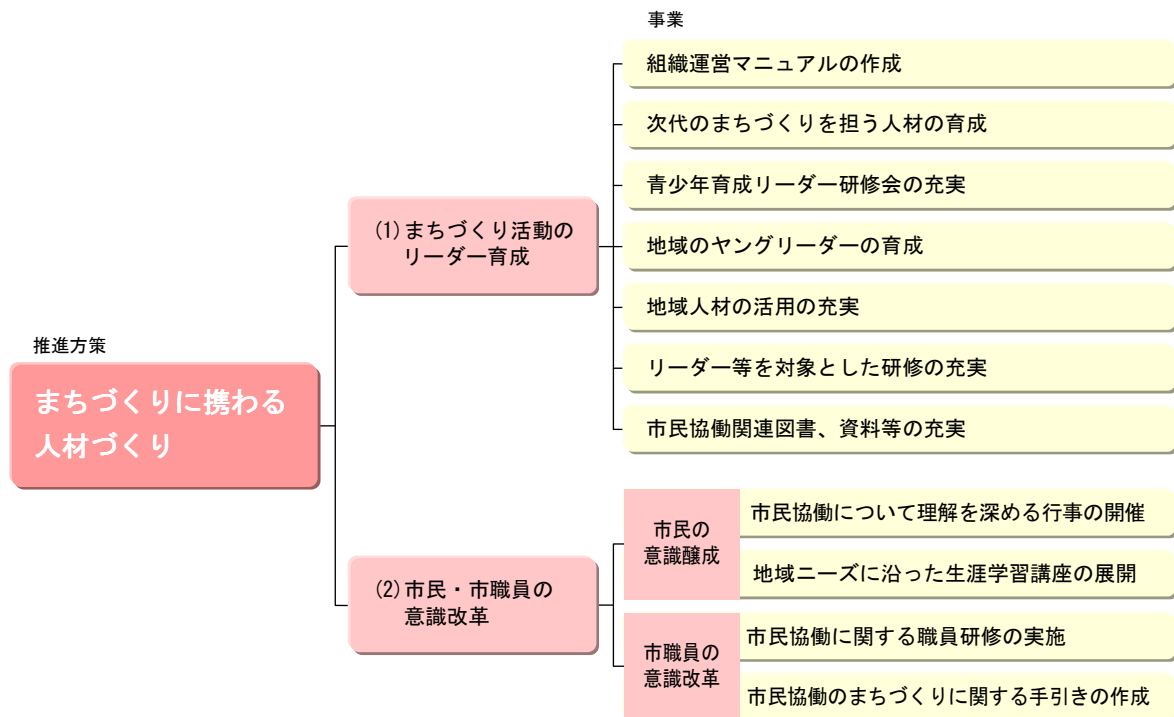
(1) 本計画の施策体系

5つの推進方策と事業の関係は次の体系図のとおりとなっています。

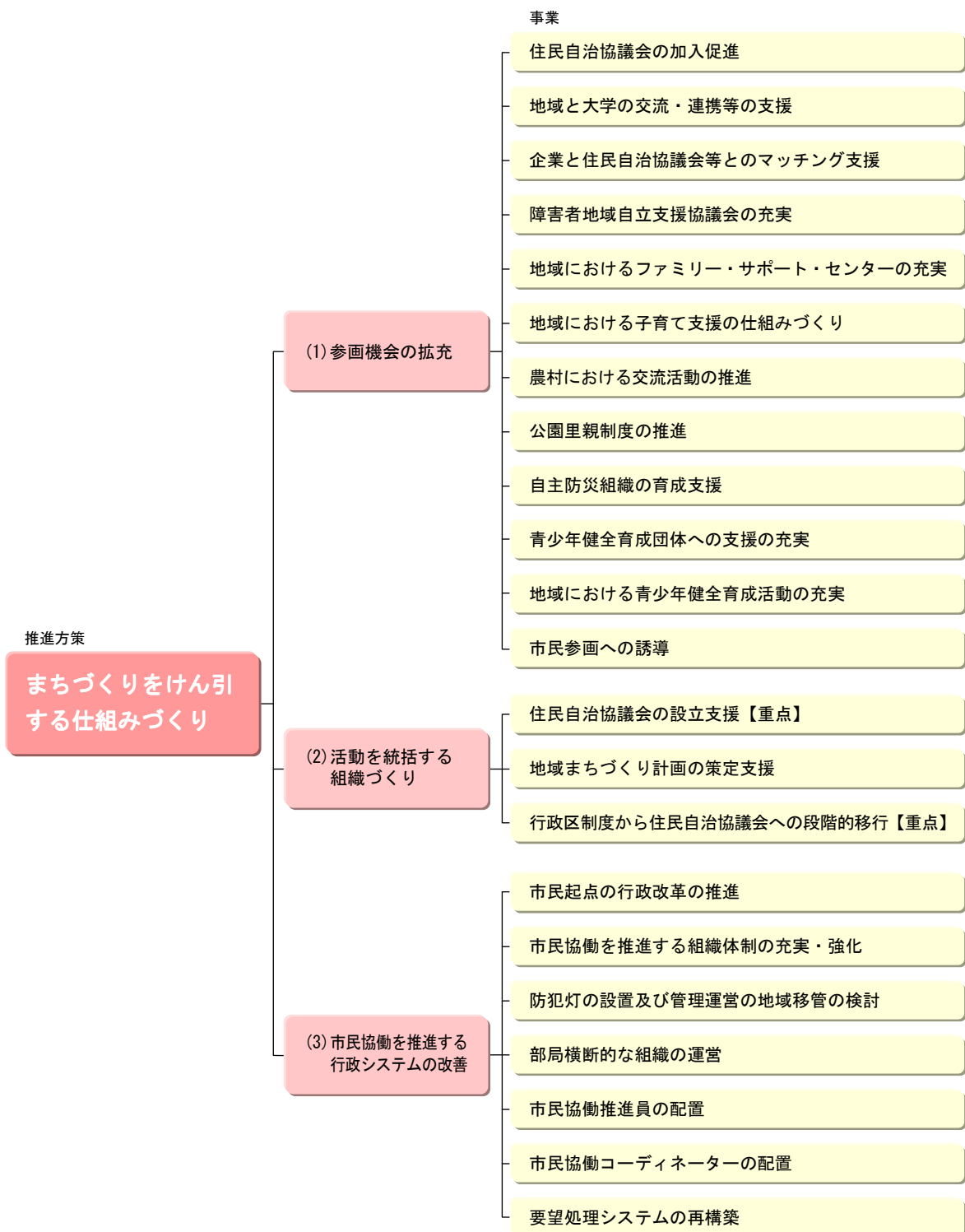
推進方策1 まちづくりの情報共有の推進



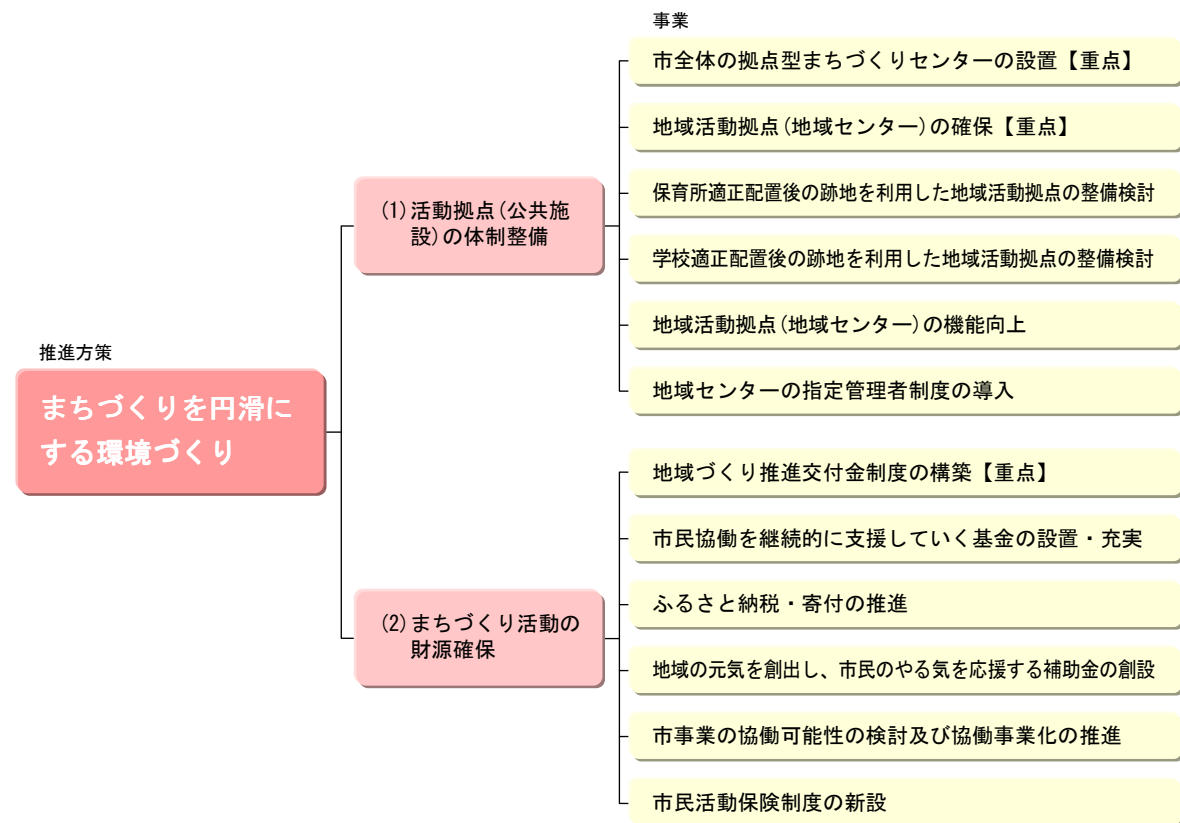
推進方策2 まちづくりに携わる人材づくり



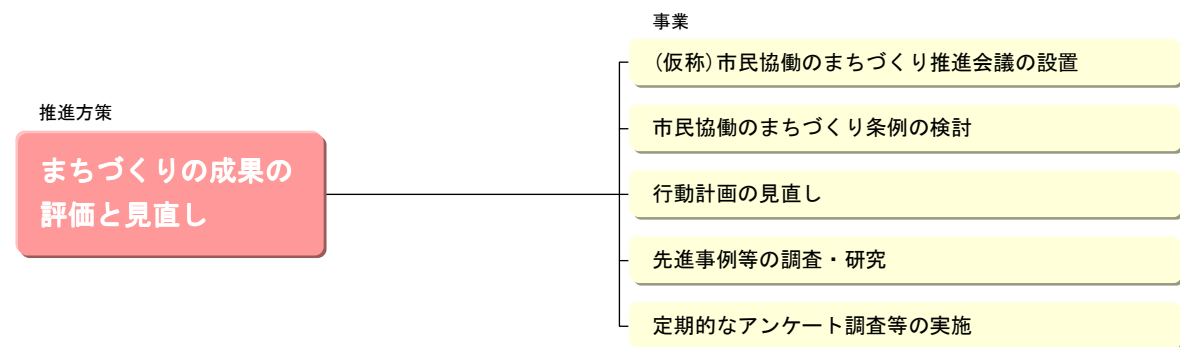
推進方策3 まちづくりをけん引する仕組みづくり



推進方策4 まちづくりを円滑にする環境づくり



推進方策5 まちづくりの成果の評価と見直し



(2)行動計画の目指すべき姿 ～東広島市はこう変わります(市民の視点から)～

1 一人ひとりが暮らす地域（小学校区）

●小学校区単位を基本として、住民自治協議会が設立されます

- ・地域を代表する組織として、住民個人、自治会、各種団体、学校、企業などの地域づくりの主体によって、住民自治協議会が設立されます。
- ・地域住民や各種団体等は、住民自治協議会に参画することで、相互の連携やネットワーク化をより円滑に図れるようになります。
- ・住民自治協議会は、地域づくり部会や福祉部会などの部会制により、より機能的な活動を行うことができるようになります。

※従来の行政区には任意の自治会への移行が、また、行政区長には引き続き地域のリーダー役を担っていただくことが期待されます。

●地域ごとの活動拠点として「(仮称)地域センター」(以下「地域センター」という。)ができます

- ・地域でのイベントや話し合い、寄り合いの拠点として、小学校区ごとに「地域センター」が誕生します。
- ・地域センターにあるパソコンやコピー機などを利用して、活動情報を発信したり、話し合いや活動のための資料を作成したりすることができます。
- ・住民自治協議会は、地域センター内にある事務スペースを拠点にして活動を行うことができます。

※地域センターは、地区公民館の転換、既存公共施設の有効活用、地域集会所等の活用によって、順次各小学校区に確保していく計画です。

●住民主体の決定によって地域づくりを行えるようになります

- ・これまでの各種団体に補助金を交付する仕組みに代わり、地域住民が主体的に用途を決定できる「地域づくり推進交付金制度」が創設されます。
- ・この交付金を活用することで、重視したい事業や、地域課題の解決方法・優先順位などについて、住民主体で考えて実行することができます。
- ・地域における年間の収入と予算が明らかになるので、透明性と計画性をもって地域づくりを行えます。

※地域づくり推進交付金は、区長報酬（広報配布経費を除く）やこれまで各種団体等に交付されてきた補助金等を統合し、小学校区ごとの住民自治協議会に交付されます。

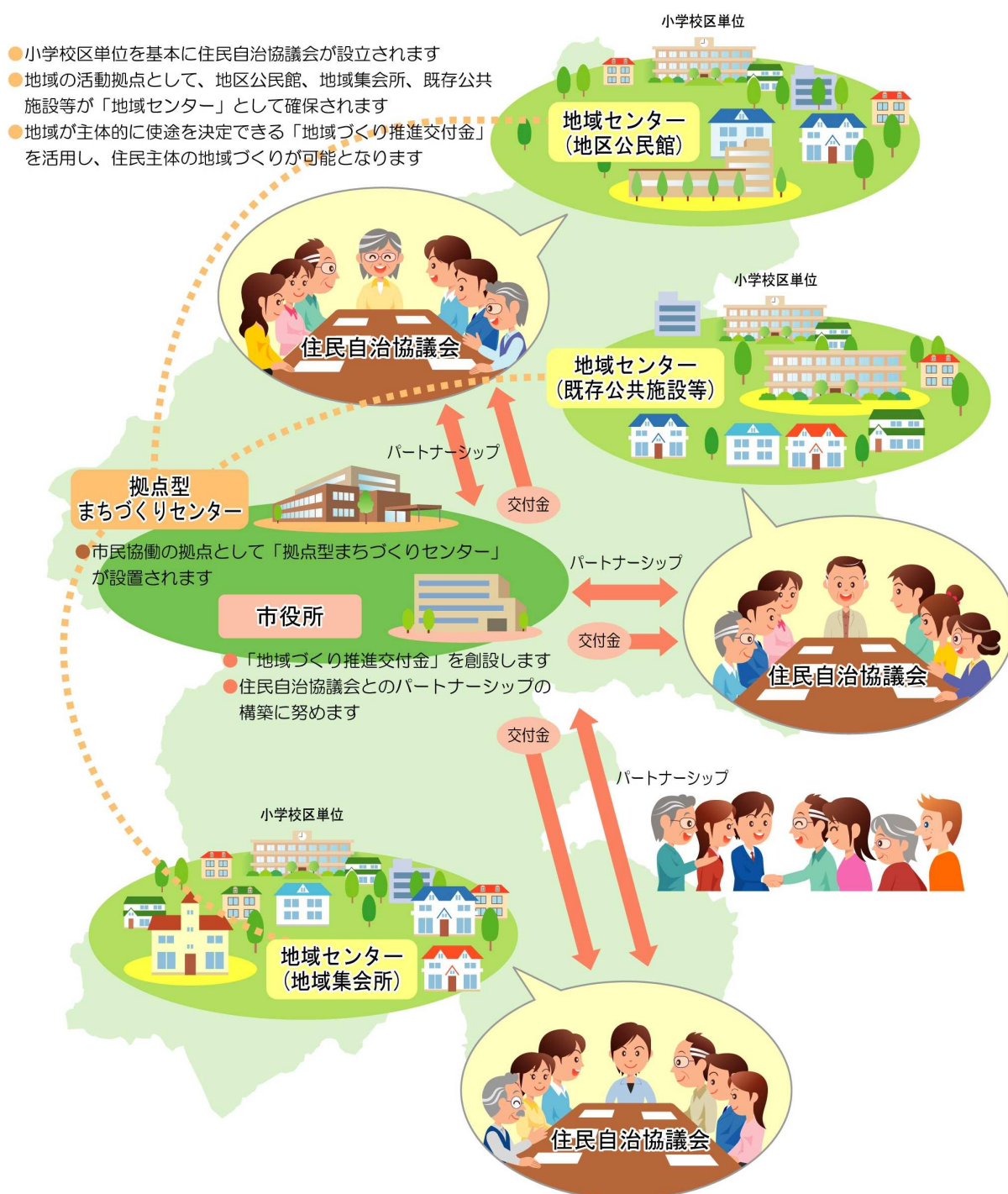
2 市内中心部

●市民協働の拠点として「拠点型まちづくりセンター」が設置されます

- ・センターは、市民協働の取り組みを総合的にサポートするとともに、市民や市民活動団体等が自らの活動のために利用できる拠点です。
- ・センターは、市民や市民活動団体等の活動情報などを収集・提供していくとともに、住民自治や市民活動に関する相談、人材育成、研修等を開催していきます。
- ・センター内にある会議室などのスペースや、コピー機、貸ロッカーなど事務機器類は、市民の公益的な活動に利用することができます。
- ・センター内の交流スペースでは、お互いの活動情報を交換しあったり、新たな協働を行う相手を見つけることができます。

3 市役所

- 市民協働の仕組みづくり・環境づくりを行なうとともに、市役所自身も変わっていきます
- ・ 住民自治協議会の設立支援や「地域づくり推進交付金」の創設、地域センターや拠点型まちづくりセンターの配置など、地域の主体的なまちづくりのための環境整備に取り組みます。
- ・ 市民起点の行政改革の推進、部局横断的な組織の運営、市民協働のための市職員研修などを行い、市役所自身も市民協働の担い手として変化を遂げていきます。
- ・ 住民自治協議会を地域づくりのパートナーとみなし、お互いに信頼と敬意をもったパートナーシップの構築に努めていきます。



2 重点事業の概要

(1)住民自治協議会の設立支援

地域の課題等に総合的かつ柔軟に対応でき、かつ「地域と行政」又は「地域とその他の多様な担い手」が協働を進める上での『地域を代表する組織づくり』を支援します。

目 的

- 地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚
- 地域内の住民や各種団体等の参画やネットワーク化、相互補完を図り、地域全体で課題解決を図る組織の設立
- 「素敵なまち」に向けて行政等とともに取り組む地域を代表する組織の設立

期待する効果

地域の一体性の確保、地域活動の相乗効果、地域内の課題解決、効率的な役割分担、適切な予算配分

団体の概要

小学校区単位を基本に、住民個人のほか、自治会、各種団体、市民活動団体、地域の学校、企業・事業者などで構成する地域づくり団体（構成する団体等は地域の実情により異なる。）

活動の概要

- 地域まちづくり計画の策定
- 生涯学習活動（文化・スポーツ等）
- 地域住民の意見・要望を集約し市へ提案
- 人権啓発、男女共同参画推進 など
- 保健福祉活動
- 青少年健全育成活動
- 広報活動
- 地域美化・環境保全活動
- 防災・防犯活動
- 地域拠点の管理運営

認証条件(案)

次の条件を満たすものを、市が認証する。

①地域単位

小学校区

②組織条件

地域代表性	地域内に組織されている自治会（又は行政区）の概ね6割以上の参加
合意形成の民主的な仕組み	地域としての合意形成の「場」の確保、地域住民の意見を聞く機会や手段の確保
計画性	長期的、短期的なまちづくりの目標の策定など
執行体制	地域内の住民や各種団体等の役割分担の明確化
透明性の確保	予算編成、決算、会計処理など
規約	目的、名称、区域、事務所所在地、構成員の資格、代表者、会議、監査機能などの明記

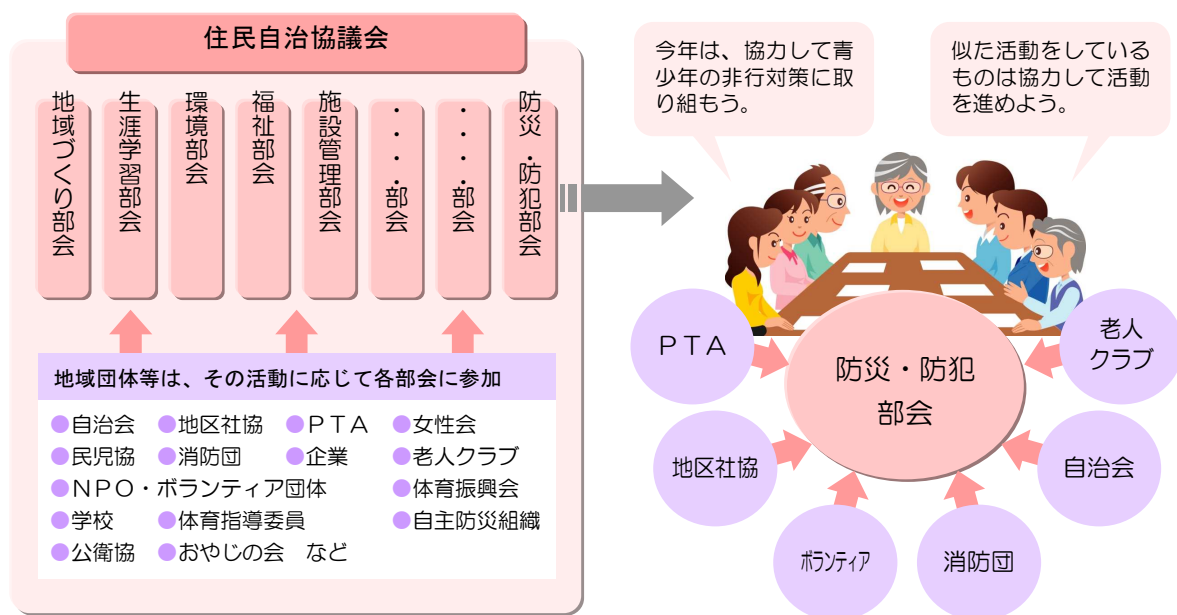
組織体制

より活動しやすい組織にするため、機能的な部会制の導入を推奨します。

例えば、地域の防災・防犯に関しては、PTAは児童・生徒の安全誘導活動、学校安全ボランティアによる見守り活動、消防団は防火活動といったように、各団体が様々な取り組みを行っていますが、類似したものも少なくありません。

そこで、住民自治協議会に、防犯・防災に関する活動を行う部会を設置し、各団体が連携しながら地域一体となって活動することで、その効果が一層大きくなると考えられます。

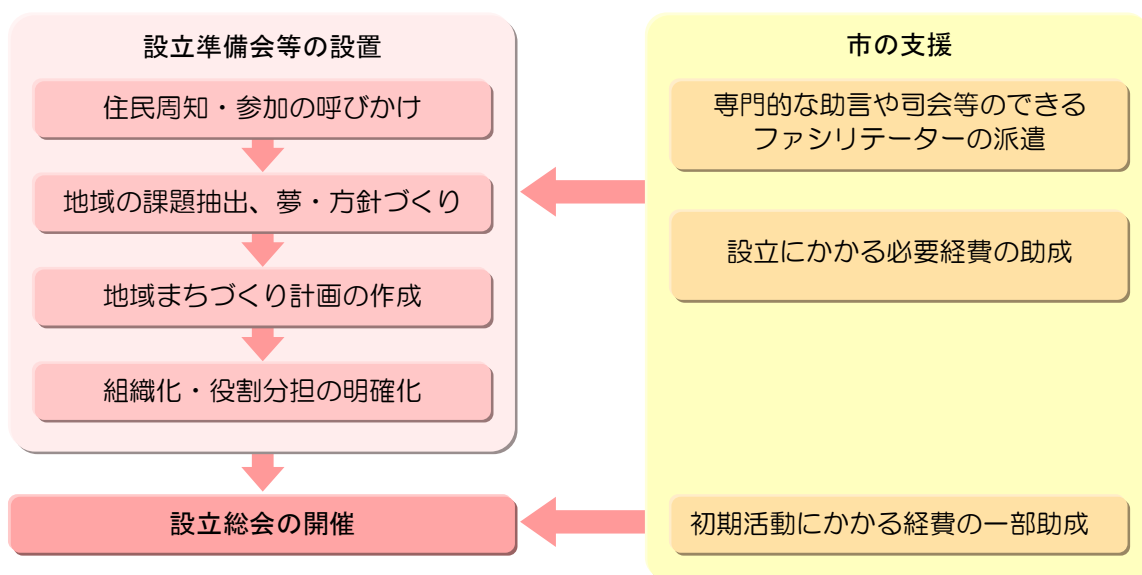
市内でも、既に部会制を導入している地域もあります。



設立手順(イメージ)

市では、平成22年度から24年度の3年間を、設立に向けての重点支援期間とします。

設立に当たっては、地域の実情によりますが、現在、地域生涯学習のまちづくり協議会など、まちづくりを目的とした各種団体を包括した組織がある場合は、その団体を移行、発展させて設立準備会とすることが考えられます。



(2)拠点型まちづくりセンターの設置

様々な分野で活動している市民活動団体、各種団体、住民自治協議会、企業等をはじめ、これから活動しようと考えている市民の活動や交流を支援するとともに、「市民と市民」、「市民と行政」の協働によるまちづくりを推進する市の拠点施設を設置します。

平成 22 年度からは、地域政策課に情報収集・提供、各種相談、人材育成等の機能を配置し、住民自治協議会の設立支援等を重点的に行うとともに、継続的な市民協働のまちづくりの支援に向けての専任スタッフの配置・育成等の検討を行い、段階的にその機能の充実に努めます。

また、平成 25 年度を目標に、多様な市民協働の担い手の交流・活動拠点となる施設を市内中心部に設置し、総合的なサポート体制の充実に図ります。

なお、設置に当たっては、生涯学習、子育て支援、青少年健全育成等、それぞれの活動の相乗効果の創出にむけて、これらの機能の連携・一元化等についても検討します。

設置目的

- 「市民と市民」、「市民と行政」の協働の拠点
- 市民の公益的な活動を支援する施設
- 市民、市民活動団体、各種団体、住民自治協議会、企業等の交流・ネットワーク作りの場

機能(案)

現時点では、次に記載する機能等を有する施設を想定しています。

● 情報収集・提供の一元化機能

市民、市民活動団体等の活動に関する情報収集やイベント情報などの各種情報を収集、提供し、情報の一元化を図ります。

主な取り組み	・ 市民、市民活動団体等の活動に関する情報収集・提供 ・ 展示スペース等の管理 など
--------	---

● 交流・ネットワーク促進機能

市民や市民活動団体、各種団体、住民自治協議会、企業、行政等が自由に情報交換し、交流を深めることができるスペースを確保します。

主な取り組み	・ 市民や市民活動団体等が交流できる場の提供 ・ メールボックス、掲示板の設置 など
--------	---

● 人材育成・研修機能

市民活動、市民協働に関する研修や、人材育成等を行います。

● 相談機能

市民活動参加等の相談、関係行政機関や各種団体、企業等との協働に関する相談を行います。

● 活動場所・事務機器の提供

市民活動団体等の活動を支援するため、会議室や作業室などのスペース及び事務機器等を提供します。

主な取り組み	・ 会議室や作業室等の提供 ・ 貸ロッカーの設置	・ 印刷機等の事務機器の提供
--------	-----------------------------	----------------

● 設立支援機能

住民自治協議会の設立に向けて助言やコーディネートなどを行います。

設置場所

市内中心部

運営主体

市が設置し、運営は市民の自主性、自発性、多様性を活かした運営を目指し、市民活動団体等への民間委託等を基本に検討します。

取組目標

平成 21 年度～ 機能・支援体制等の検討

平成 22 年度～ 拠点型まちづくりセンターの配置、段階的な機能の充実

平成 25 年度 拠点型まちづくりセンター（施設）の設置、総合的なサポート体制の開始

イメージ図



(3)地域活動拠点の確保・機能の向上

小学校区を基本として、自治会、各種団体、市民活動団体などの地域のネットワークを構築するとともに、住民自治協議会による防災・防犯、環境衛生、地域福祉、生涯学習などの活動拠点となる施設を確保し、その機能の向上を図ります。

概 要

- 小学校区ごとに、地域の市民協働のまちづくり推進の活動拠点となる施設を確保します。
- 原則として拠点施設は、従来の「生涯学習の拠点」としての地区公民館を転換し、地区公民館のない地域については、既存の公共施設の有効活用や、地域集会所等の活用を視野に確保に努めます。
- 拠点施設には、市民が自由に情報収集等を行えるＩＣＴ環境や備品等を充実させます。
- 拠点施設は、新たに地域センターとして、平成 23 年度に市長部局に所管替えを行います。
- 住民自治協議会が設立され、組織運営が軌道に乗り始めた地域から、地域センターの維持管理や運営について、指定管理者制度を導入し、施設の有効活用を図ります。

ポイント

第 1 ステップ 《地域活動拠点の選考、ＩＣＴ環境の整備》 平成 21 年度～

- ・地域の活動拠点となる施設の選考
- ・拠点施設へＩＣＴ環境の整備

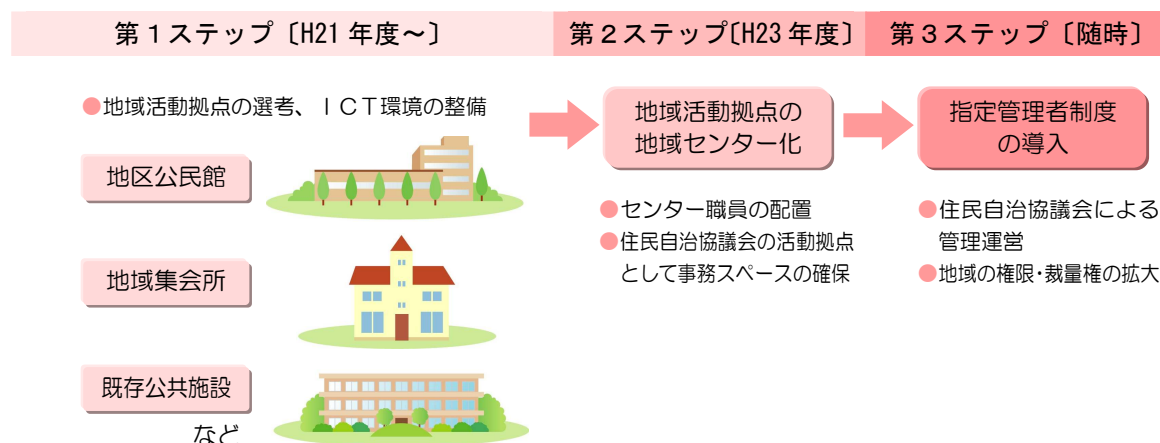
第 2 ステップ 《地域センター化》 平成 23 年度

- ・地区公民館の所管を教育委員会から市長部局へ移管
- ・小学校区ごとの地域活動拠点を地域センター化 …地区公民館、地域集会所等
- ・センター職員の配置（例：地域住民 or 非常勤職員）
〔業務：地域センターの管理、住民自治協議会の設立支援・事務局、生涯学習活動の推進等〕
- ・住民自治協議会の活動拠点として位置づけ、事務スペースの確保

第 3 ステップ 《指定管理者制度の導入》 随時

- ・住民自治協議会による地域センターの管理運営
- ・地域の権限・裁量権等の拡大（地域センター職員の地域雇用など）

イメージ図



(4)行政区制度から住民自治協議会への段階的移行 ～新たな住民自治協議会とのパートナーシップへ～

行政区は、市と市民相互間の連絡を緊密にし、行政連絡事務の効率化と市行政の円滑な運営を図るために設置されてきましたが、平成 23 年度以降、住民自治協議会の設立された地域から段階的に移行します。

今後は、市が区長（個人）を委嘱するという従来の関係から、市と住民自治協議会（団体）のパートナーシップの関係へ移行していきます。

基本方針

- 住民自治協議会が設立された地域から段階的に移行していくため、平成 22 年度末に東広島市行政区設置規則（以下、行政区設置規則）を一部改正します。
- 平成 24 年度末で行政区設置規則を廃止し、市と地域の連絡調整の窓口は住民自治協議会に移行します。ただし、基礎的なコミュニティとしての行政区の役割は引き続き重要であり、任意の自治会への発展的移行を働きかけます。（区長は引き続き地域のリーダーへ）
- 自治会の基礎的コミュニティの代表者は、住民自治協議会に参画することを原則とします。
- 市広報紙の配布は、平成 25 年度から委託へ変更します。
- 広報配布経費を除いた区長報酬相当額は、地域づくり推進交付金制度へ移行します。

従来の区長業務の取扱い

市が市民に配布する広報等の文書の送達

⇒ 市が委託により実施

※緊急を要するものや地域単位で配布が必要なものは住民自治協議会により実施

市民に周知させる必要のある事項の伝達または回覧
地域住民の市に対する要望事項の連絡
災害時における資材等の受理

住民自治協議会により実施

取組目標

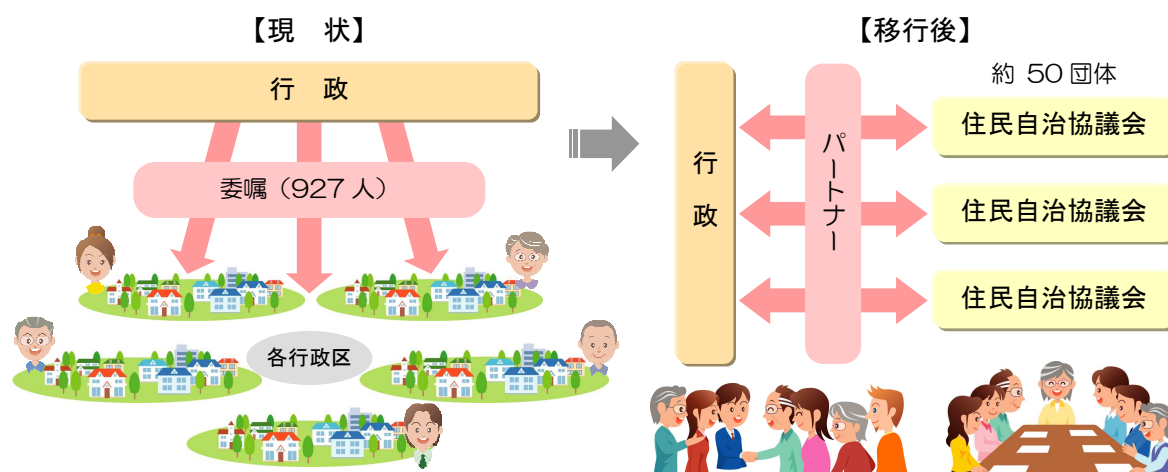
平成 23 年度～ モデル地域で一部試行（行政区制度の一部移行）

平成 24 年度 行政区設置規則の廃止（年度末）

平成 25 年度～ 委託による広報配布の開始、区長報酬の地域づくり推進交付金化

イメージ図

「委嘱」から「パートナーシップ」の関係へ移行



(5)地域づくり推進交付金制度の構築

これまで市の各部局から各種団体等に交付してきた補助金等を可能な限り一本化し、地域の裁量で各事業への配分や使途の決定ができる交付金として住民自治協議会に一括交付する仕組みを創設し、地域が特色あるまちづくりに取り組めるよう支援します。

基本方針

- 市の各担当課が事業ごとに地域団体に交付していた補助金等を可能な限り一本化します。
- 区長報酬は、広報配布経費を除き、地域づくり推進交付金制度へ移行します。
- 統合した補助金等の事業等を住民自治協議会が取り組むことを必須条件とします。
- 平成 23 年度及び 24 年度は移行期間とし、モデル地域に現状の助成額をベースに積算し交付します。
- 平成 25 年度以降は、新たな積算方法（均等割の導入など）に基づき交付します。

補助金等の一本化のメリット

●使途の工夫

地域づくりに関する補助金等を統合し、使途を限定せず、地域住民の自己決定・自己責任により、公益活動に取り組んでもらえるよう緩和することによって、地域の独自性、さらには活動の範囲が広がります。

●優先順位を地域で決定

地域の課題や問題点、さらに重視したい事業を地域住民で考えて決定し、交付金を充てることができます。

●組織の効率化・人材の確保

補助金等を統合し、1 地域にまとめて支出することにより、地域の各団体のネットワーク化が期待でき、重複する活動の整理や負担の分散、さらには人材の確保ができます。

●予算の透明性

補助金等を統合することにより、小学校区全体の予算の透明性が高まります。

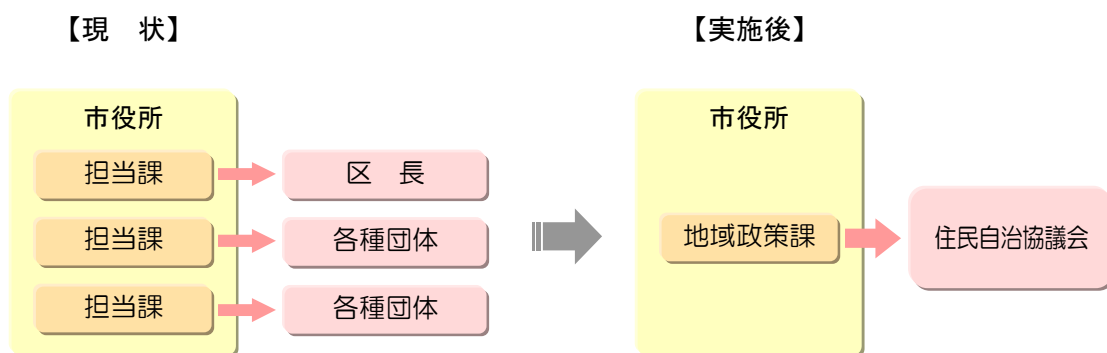
●事務手続きの簡素化

補助金等の交付窓口が一本化し、交付することにより、事務手続きの簡素化が期待できます。

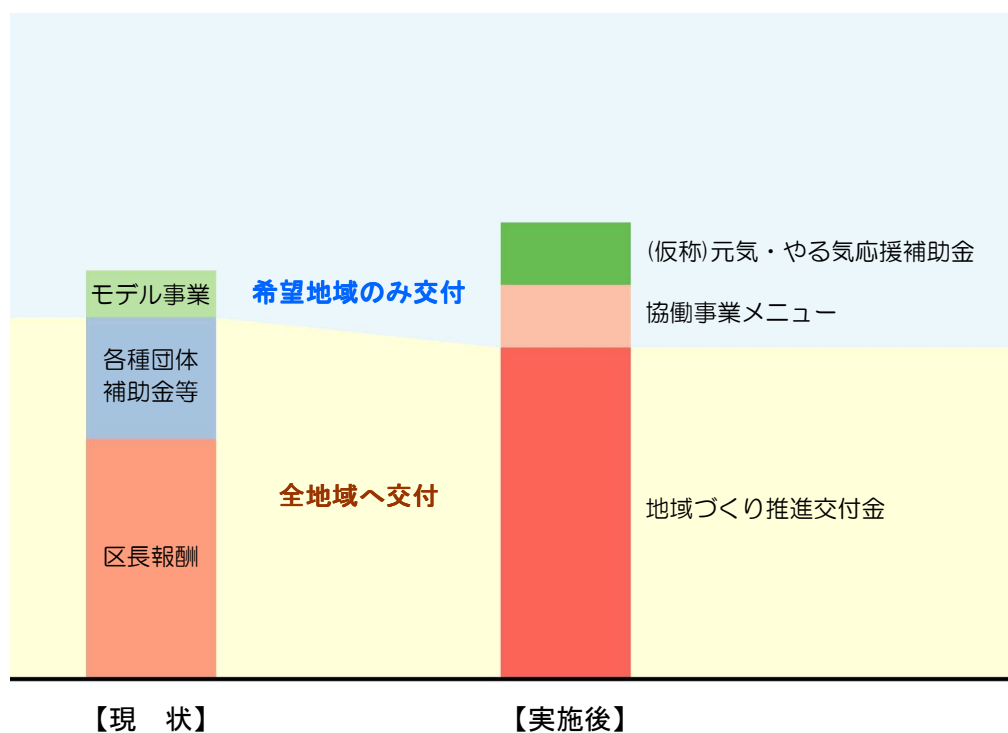
取組目標

平成 22 年度	制度設計（統合対象補助金等の決定）
平成 23 年度～	モデル地域において地域づくり推進交付金の制度試行
平成 25 年度～	地域づくり推進交付金制度の開始、新たな積算方法の導入

イメージ図1 補助金等支出



イメージ図2 地域への支援メニュー



※住民自治協議会等の活動中における不測の事故に対応した保険制度を新設します。
 ※この他にも、地域センターの指定管理者制度を導入した地域には、指定管理料を支払います。
 【注】上記はあくまでもイメージであり、金額を正確に示したものではありません。

第3章 市民協働推進のための具体的事業

1 まちづくりの情報共有の推進

事業	市長の部屋（市長ブログ）の充実		
内容	市ホームページに開設している「市長の部屋（市長ブログ）」の充実を図り、定期的に市長のコメントや公務の内容などの情報を提供します。		
取組目標	平成 21 年度～ 掲載内容の検討、掲載 平成 22 年度～ 掲載内容の充実		
主 務 課	総務課	関 係 課	市政情報課

事業	広報紙等の活用		
内容	市民協働のまちづくりに関する様々な情報をできるだけ多くの市民や活動団体等に提供するため、広報紙「広報東広島」、広報番組「レッツ東広島」などの広報媒体を活用し、市民協働に関する情報を提供します。		
取組目標	平成 21 年度～ 広報紙掲載、番組の放映等		
主 務 課	地域政策課	関 係 課	市政情報課、各事業担当課

事業	市民協働ホームページの開設・運営		
内容	市民活動団体等の活動情報、市のまちづくりや協働事業の情報などを集約し、共有できる市民活動情報サイトを開設し、総合情報ネットワークの構築を図ります。		
取組目標	平成 21 年度 掲載情報の収集、市民活動情報サイトの開設 平成 22 年度～ 掲載内容の拡充と更新		
主 務 課	地域政策課	関 係 課	市政情報課、各事業担当課

事業	地域の各種データの提供		
内容	市には、国、県の各種データをはじめ東広島市に関する資料など様々な情報があり、これらの情報を地域の依頼に応じて提供することにより、地域の現状把握や魅力・課題発見に向けた支援を行います。		
取組目標	平成 22 年度～ 情報提供		
主 務 課	地域政策課	関 係 課	市政情報課、各事業担当課

事業	住民自治協議会連絡会議の設立支援		
内容	各住民自治協議会の情報共有、連携促進を図るため、住民自治協議会の会長等による連絡会議の設立を支援し、それぞれの地域が抱える共通課題の解決に向けての協議や、先進的な取組み事例等の情報共有を推進します。		
取組目標	平成 24 年度 連絡会議の体制検討 平成 25 年度～ 連絡会議の設立、運営支援		
主 務 課	地域政策課	関 係 課	各支所地域振興課、市民生活課、生涯学習課、各事業担当課

事業	(仮称) 市民協働のまちづくりトークの開催		
内容	地域が抱える課題や重要事項等について情報共有を推進するため、住民自治協議会連絡会議との意見交換会「(仮称) 市民協働のまちづくりトーク」を実施します。		
取組目標	平成 24 年度～ 開催方法等の検討 平成 25 年度～ 開催		
主 務 課	地域政策課、各支所地域振興課	関 係 課	各事業担当課

事業	市民協働のまちづくり事例集の作成		
内容	市内の住民自治協議会や市民活動団体等の様々な協働事例からノウハウや成果等を学び、実務の手引きとなる事例集を作成します。		
取組目標	平成 21 年度～ 協働情報の収集 平成 24 年度～ 協働情報の収集、事例集の作成		
主 務 課	地域政策課	関 係 課	各支所地域振興課、各事業担当課

事業	不審者出没情報の提供		
内容	安全安心なまちづくりのために、登下校中の子どもたちの見守りをされている個人・団体の活動が、効果的で、円滑に実施できるように、市に寄せられる不審者出没情報を提供します。		
取組目標	平成 21 年度～ 継続		
主 務 課	青少年育成課	関 係 課	危機管理課、保育課、指導課

事業	出前講座の充実		
内容	市民と行政の間で市政情報を共有するため、市職員等が講師となって市民の身近な場所で市政情報を提供する出前講座のメニューに「市民協働のまちづくり」に関する講座を新設するなどその充実を図ります。		
取組目標	平成 22 年度～ 市民協働のまちづくりに関する講座の新設		
主 務 課	生涯学習課	関 係 課	各事業担当課

2 まちづくりに携わる人材づくり

(1)まちづくり活動のリーダー育成

事業	組織運営マニュアルの作成		
内容	住民自治協議会の安定的な組織運営に向けて、運営上のノウハウ等を共有するマニュアルを作成します。		
取組目標	平成 24 年度 組織運営マニュアル作成委員会の設立・検討 平成 25 年度～ 組織運営マニュアルの配布・更新		
主 務 課	地域政策課	関係 課	各支所地域振興課、市民生活課、生涯学習課、各事業担当課

事業	次代のまちづくりを担う人材の育成		
内容	総合的な学習の時間及び社会科の学習において、本市のまちづくりが地域の人々と関係機関の協力によって行われていることを理解する中で、児童生徒の市民協働のまちづくりへ参画する意欲・態度の喚起を図ります。		
取組目標	平成 22 年度 小学校社会科副読本の改訂、総合的な学習の時間の充実 平成 23 年度～ 小学校社会科副読本の活用、総合的な学習の時間の充実		
主 務 課	指導課	関係 課	

事業	青少年育成リーダー研修会の充実		
内容	青少年育成活動を行っている地域リーダー等の研修会において、市民協働の視点に立った情報を提供します。		
取組目標	平成 22 年度～ 実施		
主 務 課	青少年育成課	関係 課	

事業	地域のヤングリーダーの育成		
内容	児童青少年センター等を活動拠点として、青少年が集い、まちづくりに関する企画運営を行うゆーすふるチャレンジャー会議の活動を通して、将来の地域のリーダーを育成していく活動を実施します。		
取組目標	平成 21 年度～ 継続		
主 務 課	青少年育成課	関係 課	

事業	地域人材の活用の充実		
内容	放課後における子どもたちの安全安心な居場所づくりを進める放課後子ども教室推進事業を通して、地域人材の活用機会の充実を図ります。		
取組目標	平成 22 年度 市内の一部地域で実施 平成 23 年度～ 市内の全地域で実施		
主 務 課	青少年育成課	関係 課	保育課

事業	リーダー等を対象とした研修の充実		
内容	地域の住民自治の推進に向けて、そのリーダーや活動の担い手となる人材を対象に、それぞれの活動の継続性や自立性を高め、事業の活性化を図るための研修機会の充実を図ります。		
取組目標	平成 21 年度～ リーダー養成講座等の開催・充実		
主 務 課	生涯学習課、地域政策課	関係 課	

事業	市民協働関連図書、資料等の充実		
内容	市民が市民協働のまちづくりについて、手軽に学べ、理解を深める機会を充実させるため、関連する図書及び資料等の充実を図ります。		
取組目標	平成 22 年度～ 図書、資料等の購入、開架		
主 務 課	中央図書館	関係 課	

(2)市民・市職員の意識改革

【市民の意識醸成】

事業	市民協働について理解を深める行事の開催		
内容	市民協働のまちづくりについての市民の共通理解を図るため、講演会など効果的な啓発行事を継続的に開催します。		
取組目標	平成 21 年度～ 市民協働のまちづくり講演会の開催		
主務課	地域政策課	関係課	各支所地域振興課

事業	地域ニーズに沿った生涯学習講座の展開		
内容	地域が抱える課題やニーズに沿った生涯学習講座の充実を、より一層図ります。		
取組目標	平成 21 年度～ 研修会等の開催・充実		
主務課	生涯学習課	関係課	地域政策課、各支所地域振興課

【市職員の意識改革】

事業	市民協働に関する職員研修の実施		
内容	市民協働の考え方や協働を進める手法を学ぶ研修等を実施し、市職員の意識改革を行うとともに、市民協働を推進する能力の向上を図ります。		
取組目標	平成 21 年度 一般職員研修の実施 平成 22 年度～ 研修の充実		
主務課	職員課	関係課	地域政策課

事業	市民協働のまちづくりに関する手引きの作成		
内容	市民協働の必要性、考え方や進め方についての共通理解を図るため、市職員を対象とした「市民協働の手引き」を作成し活用します。		
取組目標	平成 22 年度 「市民協働の手引き」の検討・作成 平成 23 年度～ 「市民協働の手引き」の活用・更新		
主務課	地域政策課	関係課	職員課、各支所地域振興課

3 まちづくりをけん引する仕組みづくり

(1) 参画機会の拡充

事業	住民自治協議会の加入促進		
内容	転入者が円滑に地域活動に溶け込めるよう、転入届の提出時に、該当する地域の住民自治協議会を紹介し加入を促進します。		
取組目標	平成 22 年度～ 通知方法等の検討 平成 23 年度～ 住民自治協議会設立地域から段階的に実施		
主 務 課	市民課	関係 課	市政情報課、地域政策課、各支所 地域振興課、各出張所

事業	地域と大学の交流・連携等の支援		
内容	学園都市づくり交流会議において、地域団体又は学生団体の交流・連携ニーズを把握し、それぞれのニーズに基づいた団体をマッチングするとともに、活動への助言や助成金の交付等を通じて、団体間の交流、連携及び活動を支援していきます。		
取組目標	平成 21 年度～ 制度の新設・継続		
主 務 課	企画課	関係 課	

事業	企業と住民自治協議会等とのマッチング支援		
内容	企業の社会的責任（CSR）として地域社会に貢献する活動に興味のある企業等と、住民自治協議会や市民活動団体等のニーズをマッチングさせ、相互にメリットのある活動が生まれるような仕組みを構築します。		
取組目標	平成 21 年度 市民協働のまちづくりモデル事業（企業の地域社会貢献活動） 平成 22 年度～ 助成制度の見直し・継続 市民ニーズ、企業ニーズの調査。仕組みの構築		
主 務 課	地域政策課、各支所地域振興課	関係 課	産業振興課

事業	障害者地域自立支援協議会の充実		
内容	市が障害者の地域生活を支援するために協議検討する組織として設置している地域自立支援協議会の協議過程に、障害当事者の意見を反映するため、当事者が参加できる仕組みを構築し、より当事者本位の支援システムを構築します。		
取組目標	平成 22 年度～ 障害当事者の参画		
主 務 課	障害福祉課	関係 課	こども家庭課、保育課、産業振興課、指導課

事業	地域におけるファミリー・サポート・センターの充実		
内容	男女が職業生活と家庭生活との調和のとれた生活を送るため、住民自治協議会で、ファミリー・サポート・センターについて周知し、子どもを預かってくださる方（提供会員）を募り、地域での子育て支援活動を活性化します。		
取組目標	平成 23 年度 協働可能性の検討 平成 24 年度～ 試行実施		
主 務 課	こども家庭課	関 係 課	地域政策課

事業	地域における子育て支援の仕組みづくり		
内容	地域における子育て支援の仕組みづくりを目指して、地域子育て支援センターや保育所を中心として、子育てサークル活動の側面的支援を行うとともに、グループづくりを支援する取り組みを行います。		
取組目標	平成 22 年度～ 基幹型子育て支援センターの取り組み拡充		
主 務 課	保育課	関 係 課	地域政策課

事業	農村における交流活動の推進		
内容	農村資源を活用した交流活動などによる農業とふれあう場の創出や、市民の様々な意向に応じた農業参画を促進するとともに、多様な主体の参画を得た地域住民全体の参加・協力による集落活動を通じて、農村の活性化を図ります。		
取組目標	平成 21 年度 継続 平成 22 年度～ 充実・継続		
主 務 課	農林水産課	関 係 課	地域政策課、各支所産業建設課

事業	公園里親制度の推進		
内容	東広島市が管理する都市公園を、自治会又はボランティアグループ等が里親となって管理することにより、積極的な環境美化活動の推進及び公園愛護思想の普及を図ります。		
取組目標	平成 21 年度～ 継続（里親の募集）		
主 務 課	都市整備課	関 係 課	

事業	自主防災組織の育成支援		
内容	地域住民が連携して、災害発生時の初期消火、救出救護、避難誘導などの防災活動を行う自主防災組織の結成支援や結成後の訓練指導など、育成支援を推進します。		
取組目標	平成 21 年度まで 結成組織数：22 組織 平成 22 年度以降 年間新規結成：4 組織		
主 務 課	予防課	関 係 課	各消防署

事業	青少年健全育成団体への支援の充実		
内容	市民総ぐるみの青少年健全育成活動を実施している団体の活動が活発に行われるように、連携協力体制の充実を図っていきます。		
取組目標	平成 23 年度～ 連携協力体制の構築		
主 務 課	青少年育成課	関 係 課	地域政策課、生涯学習課

事業	地域における青少年健全育成活動の充実		
内容	地域の青少年が健全に成長していくために、地域において児童生徒、青少年の見守り活動等を実施されている団体等に対して、活動への支援を行います。		
取組目標	平成 21 年度～ 継続		
主 務 課	青少年育成課	関 係 課	危機管理課

事業	市民参画への誘導		
内容	広く市民が生涯学習で培った知識や技能・経験を、地域活動やボランティア活動で活かし、参画のきっかけとなるよう、大学との連携による公開講座（近畿大学「東広島学」、広島国際大学「学んで輝くひと・まち塾“ボランティア発見講座”」）や東広島市ボランティア交流会の開催など、参画機会を提供します。		
取組目標	平成 21 年度～ 大学講座等の実施・充実		
主 務 課	生涯学習課	関 係 課	

(2)活動を統括する組織づくり

事業	住民自治協議会の設立支援 【重点】		
内容	小学校区を単位に、地域の課題等に総合的かつ柔軟に対応でき、かつ「地域と行政」又は「地域とその他の多様な担い手」が協働を進める上での「地域を代表する組織づくり」を支援します。		
取組目標	平成 22 年度～24 年度 設立支援（重点期間） 平成 25 年度～ 継続		
主 務 課	地域政策課、各支所地域振興課	関係 課	市民生活課、生涯学習課、各事業担当課

事業	地域まちづくり計画の策定支援		
内容	住民自治協議会の設立支援とあわせて、地域課題の解決や特色を活かしたまちづくりを行うための地域まちづくり計画の策定を支援します。		
取組目標	平成 22 年度～24 年度 作成支援（重点期間） 平成 25 年度～ 継続		
主 務 課	地域政策課、各支所地域振興課	関係 課	市民生活課、生涯学習課、各事業担当課

事業	行政区制度から住民自治協議会への段階的移行 【重点】		
内容	市と市民相互間の連絡を緊密にし、行政連絡事務の効率化と市行政の円滑な運営を図るために設置していた行政区を、平成 23 年度以降、住民自治協議会の設立された地域から段階的に移行します。 今後は、従来の市が区長（個人）を委嘱するという関係から、市と住民自治協議会（団体）のパートナーシップの関係へ移行していきます。 また、市広報紙の配布業務については、委託による配布を導入します。		
取組目標	平成 23 年度～ 行政区制度から住民自治協議会への段階的移行 平成 24 年度 行政区設置規則の廃止（年度末） 平成 25 年度～ 委託による広報配布の開始、区長報酬の地域づくり推進交付金化		
主 務 課	市民生活課、地域政策課	関係 課	危機管理課、市政情報課、廃棄物対策課、人権推進課、維持課、生涯学習課

(3)市民協働を推進する行政システムの改善

事業	市民起点の行政改革の推進		
内容	平成 22 年度からの 3 年間を取り組み期間とする第 4 次行政改革においては、生活者である市民の立場から、そのニーズに応じて施策を講じる「市民起点」の考え方をより重視した仕組みを市政運営に取り入れるとともに、さらに市民と行政の情報の共有を進め、市民協働の推進を支える取り組みを進めます。		
取組目標	平成 22 年度～ ワンストップサービスや相談窓口の充実 事業分析や部局課題の公表などに対する外部評価の実施など、 「行政の見える化」		
主 務 課	総務課	関 係 課	全部局及び全所属

事業	市民協働を推進する組織体制の充実・強化		
内容	市民に対しては市民協働の総合窓口であり、市内部では市民協働の総合調整機能を有する組織として、市民協働担当課（地域政策課、各支所地域振興課）の機能を充実します。		
取組目標	平成 21 年度 地域政策課の新設 平成 22 年度～ 地域政策課の総合調整機能、各支所地域振興課の地域の総合窓口機能の充実		
主 務 課	職員課	関 係 課	地域政策課、各支所地域振興課

事業	防犯灯の設置及び管理運営の地域移管の検討		
内容	全市的に住民自治協議会が確立した時点で、より地域ニーズに応じて柔軟に防犯灯の設置及び管理ができるよう、その主体を市から該当する住民自治協議会に移管する方向で検討します。		
取組目標	平成 22 年度～ 制度の検討・課題の抽出 平成 25 年度～ 防犯灯移管手続きの協議開始予定		
主 務 課	危機管理課	関 係 課	地域政策課

事業	部局横断的な組織の運営		
内容	市民協働のまちづくりに関する施策を総合的に推進するため、部局横断的に設置した「東広島市市民協働のまちづくり推進本部」を積極的に運営するとともに、さらなる市の推進体制の整備に取り組みます。		
取組目標	平成 21 年度 市民協働のまちづくり推進本部、同調査部会の新設 平成 22 年度～ 運営の充実		
主 務 課	地域政策課	関 係 課	全部局

事業	市民協働推進員の配置		
内容	市民協働に関する市職員の意識改革を進め、全庁的に、より一層市民協働の推進体制を強化するため、協働事業の情報収集や既存事業の見直し、協働手法を取り入れた事業展開やその進捗状況等の管理など一定の役割を担う市民協働推進員を各課に配置します。		
取組目標	平成 22 年度 市民協働推進員の検討 平成 23 年度～ 市民協働推進員を任命・各課に配置、研修の実施		
主 務 課	地域政策課	関 係 課	職員課

事業	市民協働コーディネーターの配置		
内容	市民協働の推進に向けて専門的見地から、住民自治協議会、市民活動団体等にアドバイスやそれぞれの活動や団体の連携のコーディネートなどを行う人材の配置に取り組みます。		
取組目標	平成 22 年度～ 配置の検討 平成 24 年度～ 実施		
主 務 課	地域政策課	関 係 課	職員課

事業	要望処理システムの再構築		
内容	生活関連事業の要望について、より地域の総意を反映したものに対し、効率的かつ効果的にこたえていく仕組みを再構築します。		
取組目標	平成 22 年度～ 制度の検討 平成 25 年度～ 実施		
主 務 課	市民生活課、地域政策課	関 係 課	危機管理課、企画課、農村整備課、道路建設課、維持課、工務課

4 まちづくりを円滑にする環境づくり

(1)活動拠点(公共施設)の体制整備

事業	市全体の拠点型まちづくりセンターの設置 【重点】		
内容	市民の公益的な活動を支援し、「市民と市民」、「市民と行政」の協働のまちづくりを推進するための拠点となるまちづくりセンターを、市中心部に設置します。		
取組目標	平成 21 年度～ 機能・支援体制等の検討 平成 22 年度～ 拠点型まちづくりセンターの配置、段階的な機能の充実 平成 25 年度 拠点型まちづくりセンター（施設）の設置 総合的なサポート体制の開始		
主 務 課	地域政策課、生涯学習課、中央公民館	関係課	企画課、人権推進課、障害福祉課、こども家庭課、保育課、青少年育成課等

事業	地域活動拠点（地域センター）の確保 【重点】		
内容	地域における市民活動・地域活動の拠点となる施設の確保に努めます。 原則として拠点施設は、従来の「生涯学習の拠点」としての地区公民館を転換し、地区公民館のない地域については、既存の公共施設の有効活用や、地域集会所等の活用を視野に確保に努めます。		
取組目標	平成 21 年度～ 地域活動拠点の選考、地域センター化に向けた準備 平成 23 年度 地域活動拠点の地域センターへの移行		
主 務 課	地域政策課、生涯学習課	関係課	管財課、市民生活課、社会福祉課、農林水産課

事業	保育所適正配置後の跡地を利用した地域活動拠点の整備検討		
内容	保育所適正配置基本構想により、廃止となった保育所の跡地及び施設について、地域からの利用要望等を考慮して、跡地施設の活用を検討します。		
取組目標	廃止決定後、地域の要望により随時		
主 務 課	保育課	関係課	企画課、地域政策課、管財課、営繕課

事業	学校適正配置後の跡地を利用した地域活動拠点の整備検討		
内容	学校適正配置計画により、統合となった小学校の跡地及び施設について、地域からの利用要望等を考慮して、跡地施設の活用を検討します。		
取組目標	統合合意後、地域の要望により随時		
主 務 課	教育総務課	関係課	企画課、地域政策課、管財課、営繕課

事業	地域活動拠点（地域センター）の機能向上		
内容	地域活動拠点（地域センター）に、市民が自由に情報収集等を行えるＩＣＴ環境の整備に向けて、パソコン、プリンター、デジカメを配置するとともに、会議室等にインターネット用の無線ＬＡＮを整備するなど、その機能の向上を図ります。 また、あわせて地域のＩＣＴの活用促進に向けて、市内大学と連携し、学生によるＩＣＴ学生支援隊を地域の要望により派遣します。		
取組目標	平成 21 年度 地域活動拠点へのパソコン等の配置 平成 22 年度～ ＩＣＴ学生支援隊の派遣		
主 務 課	地域政策課	関係 課	市政情報課、管財課、市民生活課、社会福祉課、農林水産課、生涯学習課

事業	地域センターの指定管理者制度の導入		
内容	住民自治の推進に向けて、その基盤が整った地域から、地域センターの指定管理者制度を導入し、より地域実態に応じた運営ができるように取り組みます。		
取組目標	平成 22 年度～ 制度の検討 平成 24 年度～ 随時導入		
主 務 課	地域政策課	関係 課	

(2)まちづくり活動の財源確保

事業	地域づくり推進交付金制度の構築 【重点】		
内容	地域において、自主的・主体的に定めた地域まちづくり計画を推進するに向けての財政的な支援として、これまで市の各部局から各種団体等に交付してきた補助金等を可能な限り一本化し、地域の裁量で各事業への配分や使途の決定ができる交付金として住民自治協議会に一括交付する仕組みを創設します。		
取組目標	平成 22 年度 制度設計（統合対象補助金等の決定） 平成 23 年度～ モデル地域において地域づくり推進交付金の制度試行 平成 25 年度～ 地域づくり推進交付金制度の開始。新たな積算方法の導入		
主 務 課	地域政策課	関 係 課	各支所地域振興課、各事業担当課

事業	市民協働を継続的に支援していく基金の設置・充実		
内容	市民協働のまちづくりを継続的に支援していくための「住民参加型のまちづくり基金」を東広島市地域振興基金内に確保するなど基金の充実に取り組みます。		
取組目標	平成 21 年度 地域振興基金内に「住民参加型のまちづくり基金」の新設（財）民間都市開発推進機構への拠出金の申請 平成 22 年度～ 基金の取崩し		
主 務 課	地域政策課	関 係 課	

事業	ふるさと納税・寄付の推進		
内容	「住民参加型のまちづくり基金」を充実させるため、市民協働のまちづくりに資金面で賛同いただける方々に、気持ちよく寄付いただけるように、ふるさと納税及び寄付の手続きの簡素化等の環境づくりを行います。 また、ふるさと納税のPR強化月間など、より多くの方に寄付いただけるような取り組みを検討します。		
取組目標	平成 21 年度～ 実施・充実		
主 務 課	地域政策課	関 係 課	市民税課

事業	地域の元気を創出し、市民のやる気を応援する補助金の創設		
内容	多様な市民協働の担い手による先進的かつ公益的で、地域の元気を創出する取り組みを公募し、審査会において、より優秀な事例に対し助成を行うとともに、（財）民間都市開発推進機構の拠出金の範囲内で、市民協働のまちづくりに必要なハード事業について、重点的に助成することで、前向きに頑張る市民のやる気を応援します。		
取組目標	平成 21 年度 市民協働のまちづくりモデル事業の実施 平成 22 年度～ （仮称）元気・やる気応援補助金の創設 ハード事業への重点支援の開始（拠出金の範囲内）		
主 務 課	地域政策課	関 係 課	

事業	市事業の協働可能性の検討及び協働事業化の推進		
内容	市の事務事業の協働可能性を検討し、市から住民自治協議会等に協働事業が可能なメニューの提案を行うことにより、コミュニティビジネスの視点から地域活動、市民活動の活性化を推進します。 あわせて、地域へ移管すべき事務事業については、地域への移管を推進します。		
取組目標	平成 23 年度 制度の検討、市の事務事業の洗い出し 平成 24 年度～ 制度の試行実施 平成 25 年度～ 制度の本格実施		
主 務 課	地域政策課	関係 課	企画課、各支所地域振興課、各事業担当課

事業	市民活動保険制度の新設		
内容	住民自治協議会や市民活動団体等の活動中における不測の事故にかかる賠償・傷害補償に対応した保険制度を新設し、安心して地域活動・市民活動に参加できる環境づくりに取り組みます。		
取組目標	平成 21 年度 制度の検討 平成 22 年度～ 実施		
主 務 課	地域政策課	関係 課	各事業担当課

5 まちづくりの成果の評価と見直し

事業	(仮称) 市民協働のまちづくり推進会議の設置		
内容	市民協働のまちづくりの進捗状況と成果を確認・評価するとともに、必要に応じて指針や施策の見直しを行うため、市民や学識経験者等で構成する「(仮称) 市民協働のまちづくり推進会議」を設置します。		
取組目標	平成 22 年度 制度の検討、会議の設置 平成 23 年度～ 継続		
主 務 課	地域政策課	関係 課	

事業	市民協働のまちづくり条例の検討		
内容	市民協働のまちづくりの方針と基本的なルールを定める条例の制定について、市民協働のまちづくりの認知度や機運の盛り上がり等を踏まえながら検討します。		
取組目標	平成 25 年度～ 協議開始		
主 務 課	地域政策課	関係 課	

事業	行動計画の見直し		
内容	「市民協働のまちづくり行動計画」を、社会経済情勢の変化等により、適時見直します。		
取組目標	平成 21 年度 行動計画策定 平成 22 年度～ 東広島市市民協働のまちづくり推進本部において適時見直し		
主 務 課	地域政策課	関係 課	全部局

事業	先進事例等の調査・研究		
内容	市民協働のまちづくりの推進に向けて、他自治体の先進的な事例等について、調査・研究等を行います。		
取組目標	平成 21 年度～ 先進事例等の調査、本市の制度への反映の検討		
主 務 課	地域政策課	関係 課	各事業担当課

事業	定期的なアンケート調査等の実施		
内容	市民協働のまちづくりの成果を検証し、今後の方向性を検討するため、定期的に市民アンケート等を実施します。		
取組目標	平成 21 年度 実施 平成 23 年度～ 実施 (1 年おきに実施)		
主 務 課	地域政策課	関係 課	各事業担当課

第4章 事業別年次計画表

第3章で示した具体的事業の項目ごとに、計画期間中の各年度の取組目標をまとめると次の表になります。

1 まちづくりの情報共有の推進

事業	H21	H22	H23	H24	H25
市長の部屋(市長ブログ)の充実	検討 作成	継続	継続	継続	継続
広報紙等の活用	掲載	継続	継続	継続	継続
市民協働ホームページの開設・運営	開発	運用開始	継続	継続	継続
地域の各種データの提供		提供開始	継続	継続	継続
住民自治協議会連絡会議の設立支援				検討	設立
(仮称)市民協働のまちづくりトークの開催				検討	開催
市民協働のまちづくり事例集の作成	情報の収集	継続収集	継続収集	作成	情報の収集
不審者出没情報の提供	継続	継続	継続	継続	継続
出前講座の充実		新設	継続	継続	継続

2 まちづくりに携わる人材づくり

事業	H21	H22	H23	H24	H25
(1) まちづくり活動のリーダー育成					
組織運営マニュアルの作成				マニュアル策定	配布
次代のまちづくりを担う人材の育成		小学校社会化副読本の改訂、総合的な学習時間の充実	充実・継続	継続	継続
青少年育成リーダー研修会の充実		実施	継続	継続	継続
地域のヤングリーダーの育成	継続	継続	継続	継続	継続
地域人材の活用の充実		一部地域で実施	全地域で実施	継続	継続
リーダー等を対象とした研修の充実	実施	継続	継続	継続	継続
市民協働関連図書、資料等の充実		購入、開架	継続	継続	継続
(2) 市民・市職員の意識改革					
【市民の意識醸成】					
市民協働について理解を深める行事の開催	実施	継続	継続	継続	継続
地域ニーズに沿った生涯学習講座の展開	実施	継続	継続	継続	継続
【市職員の意識改革】					
市民協働に関する職員研修の実施	実施	継続	継続	継続	継続
市民協働のまちづくりに関する手引きの作成		検討 作成	配布	継続、更新	継続、更新

3 まちづくりをけん引する仕組みづくり

事業	H21	H22	H23	H24	H25
(1) 参画機会の拡充					
住民自治協議会の加入促進		検討	段階的实施	継続	継続
地域と大学の交流・連携等の支援	制度の新設	継続	継続	継続	継続
企業と住民自治協議会等とのマッチング支援	実施	見直し、継続	継続	継続	継続
障害者地域自立支援協議会の充実		障害当事者の参画	継続	継続	継続
地域におけるファミリー・サポート・センターの充実			検討	試行実施	継続
地域における子育て支援の仕組みづくり		拡充	継続	継続	継続
農村における交流活動の推進	継続	充実・継続	継続	継続	継続
公園里親制度の推進	継続	継続	継続	継続	継続
自主防災組織の育成支援	継続	継続	継続	継続	継続
青少年健全育成団体への支援の充実			連携協力体制の構築	継続	継続
地域における青少年健全育成活動の充実	継続	継続	継続	継続	継続
市民参画への誘導	実施・充実	継続	継続	継続	継続
(2) 活動を統括する組織づくり					
住民自治協議会の設立支援★		設立支援	継続	継続	継続
地域まちづくり計画の策定支援		作成支援	継続	継続	継続
行政区制度から住民自治協議会への段階的移行★			段階的移行	廃止(年度末)	
(3) 市民協働を推進する行政システムの改善					
市民起点の行政改革の推進		実施	継続	継続	継続
市民協働を推進する組織体制の充実・強化	地域政策課の新設	機能充実	継続	継続	継続
防犯灯の設置及び管理運営の地域移管の検討		検討	継続検討	継続検討	協議開始
部局横断的な組織の運営	推進本部設置	継続	継続	継続	継続
市民協働推進員の配置		検討	各課に指名	継続	継続
市民協働コーディネーターの配置		検討	継続検討	実施	継続
要望処理システムの再構築		検討	継続検討	継続検討	実施

★：重点

4 まちづくりを円滑にする環境づくり

事業	H21	H22	H23	H24	H25
(1)活動拠点(公共施設)の体制整備					
市全体の拠点型まちづくりセンターの設置★	検討	配置・機能充実	継続	継続	設置(施設)
地域活動拠点(地域センター)の確保★	選考・準備	継続	地域センターへ移行		
保育所適正配置後の跡地を利用した地域活動拠点の整備検討	※廃止決定後、随時				
学校適正配置後の跡地を利用した地域活動拠点の整備検討	※統合合意後、随時				
地域活動拠点(地域センター)の機能向上	ICT環境の充実	ICT学生支援隊の派遣	継続	継続	継続
地域センターの指定管理者制度の導入		検討	継続検討	随時導入	継続
(2)まちづくり活動の財源確保					
地域づくり推進交付金制度の構築★		制度設計	試行実施	継続	本格実施
市民協働を継続的に支援していく基金の設置・充実	新設	基金の取崩し、充実	継続	継続	継続
ふるさと納税・寄付の推進	実施・充実	継続	継続	継続	継続
地域の元気を創出し、市民のやる気を応援する補助金の創設	新設	見直し・実施	継続	継続	継続
市事業の協働可能性の検討及び協働事業化の推進			洗い出し	試行実施	本格実施
市民活動保険制度の新設	検討	実施	継続	継続	継続

★：重点

5 まちづくりの成果の評価と見直し

事業	H21	H22	H23	H24	H25
(仮称)市民協働のまちづくり推進会議の設置		検討 設置	継続	継続	継続
市民協働のまちづくり条例の検討					協議開始
行動計画の見直し	行動計画策定	※適時見直し			
先進事例等の調査研究	調査	継続	継続	継続	継続
定期的なアンケート調査等の実施	実施		実施		実施

再掲 重点事業

事業	H21	H22	H23	H24	H25
住民自治協議会の設立支援		設立支援	継続	継続	継続
行政区制度から住民自治協議会への段階的移行			段階的移行	廃止(年度末)	
市全体の拠点型まちづくりセンターの設置	検討	配置・機能充実	継続	継続	設置(施設)
地域活動拠点(地域センター)の確保	選考・準備	継続	地域センターへ移行		
地域づくり推進交付金制度の構築		制度設計	試行実施	継続	本格実施

市民協働のまちづくり行動計画

発行日：平成 22 年 2 月

発行者：東広島市 企画振興部 地域政策課

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町 8 番 29 号

電話（082）420-0401 FAX（082）420-0402

E-mail

hgh200401@city.higashihiroshima.hiroshima.jp